

「COVID-19 による医療従事者の現状について」 アンケート調査の報告

チーム医療推進協議会

代表 半田 一登

概要

【第1回（4月21日～4月20日実施）の結果概要】

88.7%が通常の勤務をしているが、20.7%が不安で勤務に影響がある回答とした。職場としても25.0%が不安で勤務に影響していると回答した。感染の情報は、44.9%が適切、十分に伝えられているとする一方、合計41.9%が適切な時期や十分な内容ではないとしていた。今回の感染対策の状況で、人員の不足を指摘したのは16.6%であった。また、消耗品等では「マスク（90.7%）」を中心として不足している状況であった。

学生実習の受け入れでは、この時期に31.2%がすでに実習の受け入れない方針としていた。

なお、感染などについて不当と思われる扱いを受けたものが、4.4%以上いた。

【第2回（5月22日～5月30日）】

91.4%が通常の勤務をしているが、6.7%が不安で勤務に影響があると回答した。職場としても10.2%が不安で勤務に影響していると回答した。感染の情報は、49.9%が適切、十分に伝えられているとする一方、合計39.5%が適切な時期や十分な内容ではないとしていた。今回の感染対策の状況で、人員の不足を指摘したのは12.2%であった。また、消耗品等では「マスク（68.8%）」を中心として不足している譲許であった。

学生実習の受け入れでは、この時期に16.7%がすでに実習の受け入れない方針としていた。

なお、感染などについて不当と思われる扱いを受けたものが、4.3%以上いた。

第1回と第2回の調査結果の比較からの課題

第2回調査時点では**6.7%**と**14ポイント**減少したが、依然として不安を抱えて通常勤務をしている実態がある。職場としても、不安な状況を抱えている。

感染による人員の不足感は減少したが、依然として**12.2%**が不足していると指摘している。

「マスク」などの消耗品等についても、不足している回答は減少したが、依然として**68.8%**が不足していると回答している。

現場の実状として、**16.7%**が学生実習の受け入れをしない方針としている。

依然として、**4.3%**以上が不当な経験を受けたと回答している。

今後の対応について

1. 現場での感染にかかわる情報等について、全職員が適時、適切に情報を入手することができ、安全・安心な医療を患者・対象者に提供できるようにすること
 - ・院内感染対策委員会等にすべての職種を配置するなど、適時・適切な情報を提供するとともに、職員の意識の向上と職責を果たす環境を構築する。
2. 養成段階における医師・看護師以外の職種への感染予防教育の強化
3. 各職種、部署等にあっては、安全・安心な医療を確保するために、必要な人員を確保、配置すること
 - ・本年4月採用の職員については、確実に採用するとともに、現場での適切な教育を通じて、安全・安心な医療の提供に努める。
 - ・各職種、部署等の状況に配慮し、何らかの事由により潜在する各職種の有資格者の採用を推進する。
4. 「マスク」その他の消耗品等、必要物品については、引き続き、確実に必要量を具備し、安全・安心な医療を提供できるように、最大限の努力をすること
 - ・医療の現場に必要な消耗品等については、引き続き、必要量を確保し、提供する。
 - ・また、医療だけではなく、介護保険における通所サービス、訪問サービス等においても感染の予防の観点から、確実に必要量を確保し、提供する。

今後の対応について

5. 今年度、または今後の学生の学外実習の受け入れについて、安全・安心な医療を提供することおよびチーム医療として各職種が連携・協働していく観点から、速やかに実習ができる体制を構築すること
 - 現状では、感染の対策の一環として外部からの施設内の入構についての制限があることはやむを得ないことと理解できるが、今後には有資格者となりそれぞれの職責を果たす職種となることを考えれば、実習経験のない状況ではチームとして安全・安心な医療を提供するという点で危惧するところである。早急に、学生が実習できる環境を構築し、現場と養成施設等で十分に認識を共有する。
 - 管轄省庁が中心となり、例えば、現場と養成施設等で構成する検討会等で学生実習のガイドライン（仮称）等を策定し、現場および養成施設で確実に共有する。
 - 現場では、ガイドライン（仮称）等に基づき、学生実習受け入れのための環境を整備する。
 - 養成施設では、ガイドライン（仮称）等に基づいて、学生への指導を行い、現場での感染対策等についての理解を深める。
6. 医療従事者の社会的な風評被害等については、引き続き、社会的な普及啓発に努めること
 - 医療従事者とその家族が、社会的に不当と思われる差別を受けることや風評により苦痛を受けることがないように、社会的な普及啓発を継続する。
7. その他については、今年度の養成施設最終学年の学生が、実習を学内の実技や演習で振り返るなどのカリキュラムの特例を実施したことにより、就職・採用や処遇などで不利益を受けることのないように補償すること